

# DSS ガイドライン等に基づく付記に関する事項

## 改正細則

登録規則細則

## 改正理由

### (1) デジタルスマートシップガイドライン

本会は、各種モニタリングや自動運航といったデジタル技術のような革新的な技術を備える船舶（デジタルスマートシップ）に対し、その旨を船級符号に付記（Class Notation）することとし、その詳細を「デジタルスマートシップガイドライン」として発行した。

このため、「デジタルスマートシップガイドライン」に従って、スマートシステムが備えられている船舶に対して、船級符号に「Digital Smart Ship(XX)」を付記することができる旨関連規定を改めた。

### (2) 船舶におけるサイバーセキュリティデザインガイドライン

本会は、本船に搭載されたコンピュータシステムについて適切なサイバーセキュリティ対策を講じた船舶に対し、その旨を船級符号に付記（Class Notation）することとし、その詳細を「船舶におけるサイバーセキュリティデザインガイドライン」の第2版として発行した。

このため、「船舶におけるサイバーセキュリティデザインガイドライン」に従って、サイバーセキュリティ対策を講じた船舶に対して、船級符号に「Cyber Resilience-Guideline」を付記することができる旨関連規定を改めた。

## 改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 「デジタルスマートシップガイドライン」に従って、スマートシステムが備えられている船舶について、船級符号に「Digital Smart Ship(XX)」(XXには該当するスマートシステムを示す。)を付記することができる旨規定した。
- (2) 「船舶におけるサイバーセキュリティデザインガイドライン」に従って、サイバーセキュリティ対策が講じられている船舶について、船級符号に「Cyber Resilience-Guideline」を付記することができる旨規定した。

## 改正条項

登録規則細則 2.1.3, 2.2